

## 農薬取締法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 農薬の登録事項の追加等

一 農薬の登録事項として、次に掲げる事項を追加すること。

(一) 農薬原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等

(二) 使用期限

(三) 使用に際して講ずべき被害防止方法

(四) 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

(第三条第二項関係)

二 農薬の登録の申請において、試験成績のうち農林水産省令で定めるものは、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験によるものでなければならぬものとする。

(第三条第二項関係)

三 農薬の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、提出すべき資料の一部を省略することができるものとする。

(第三条第三項関係)

四 農林水産大臣は、登録の申請に係る農薬が、病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

(第三条第六項関係)

## 第二 再評価等

一 農薬の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならないものとする。

(第八条第一項関係)

二 再評価は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。

(第八条第二項関係)

三 農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づく再評価又はその他の事由により、農作物等、人畜又は生  
活環境動植物に害を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、当該農薬につき、その登録に係る一部の事

項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができるものとする。

(第九条第二項及び第三項関係)

四 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。

(第十五条関係)

五 農薬の登録の有効期間を廃止すること。

(旧第五条関係)

### 第三 その他

#### 一 情報の公表等

(一) 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

(第十四条第一項関係)

(二) 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、失効又は取消しがあったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとする。

(第十四条第二項関係)

二 農業資材審議会

農林水産大臣は、農薬の登録をしようとするとき等には、農業資材審議会の意見を聴かなければならぬものとする事。

(第三十九条第一項関係)

三 その他

罰則規定その他の規定について所要の整備を行う事。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。ただし、第一の一の(二)から(四)までに係る規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行う事。

(附則第二条から第二十条まで関係)